

病院の経営危機への対応に関する要望 ～経済財政運営と改革の基本方針 2025 等に向けて～

医療機関は、国が定める公定価格である診療報酬等を基本として経営を行っており、物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難である。しかしながら、令和6年度の診療報酬改定は、物価や賃金の上昇に見合った改定率ではなく、特に病院は、提供する医療内容や施設規模の大きさから、急性期病院を中心に、患者が増加しても赤字が拡大するなど、深刻な経営危機に面している。とりわけ、本県のような都市部においては、物価水準も全国平均以上となっており、病院経営への影響は甚大なものとなっている。

本県は全国の中でも人口当たりの病床数や医療従事者数が少ないという状況にあり、一方でコロナ禍においては、医療機関の機動的な役割分担と連携を進める「神奈川モデル」を構築し、成果を挙げてきた。少子高齢社会が加速する中、全国的にも医療資源の不足が懸念されており、将来に渡って国民に必要な医療を持続的・安定的に提供するためには、限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、最大限の効果を発揮する仕組みの構築が必須となるが、現在の経営環境においては、病院の廃業の可能性も含め、平時はもとより、災害や新興感染症発生等の有事においても、適切な対応ができなくなることが懸念される。

本来であれば、診療報酬にしっかりと物価・賃金の上昇率を加味すべきであることから、社会保障予算に関する財政フレームの見直しが必要である。

ついては、県内の病院関係者や、県医師会・病院協会をはじめとする関係団体からの切実な声も踏まえ、地域の医療提供体制を守るため、今後策定する「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）」等に、次の事項を盛り込むことを要望する。

【緊急的・抜本的な対応】

- 1 物価・賃金の上昇に適切に対応するため、国の税収増も伝えられる中、社会保障予算に関する財政フレームの見直しを行い、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という取扱いを改めること。

- 2 地域医療を守るため、診療報酬体系について、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。
- 3 診療報酬等の仕組みが構築されるまでの間は、国から直接の補助や新たな交付金の創設などにより、物価水準や医療資源等の地域の実情も考慮した緊急支援を行うこと。併せて医療機関が実施できる付帯事業の拡大や人材紹介事業者の手数料上限の見直し等、病院の経営安定化に資する規制緩和や規制強化についても検討すること。

【中期的な対応】

- 4 限られた医療資源を有効に活用するためには、医療DXの推進が不可欠であることから、そうした取組に対して、必要な財源措置を行うこと。
- 5 人材や財源が限られる中、将来に渡って必要な医療を持続的かつ安定的に提供していくためには、「健康・医療戦略」（令和7年2月18日閣議決定）にも盛り込まれた「未病」の改善など、国民の健康リテラシーを高め、地域の医療機関と一体となって行動変容を促すとともに、医療機関の経営にも資する、新たなヘルスケアシステムの構築が必要である。国は主体的にそうした社会システムの検討を進めること。

令和7年6月2日

財 務 大 臣	加藤 勝信 様
厚 生 労 働 大 臣	福岡 資麿 様
経済再生担当大臣	赤澤 亮正 様

神奈川県知事

黒 岩 祐 治